

大宜味村内上空での米軍機飛行訓練に対する意見書

令和3年2月16日午前9時41分頃、米空軍MC130 J 特殊作戦機と見られる大型機が村立大宜味小中学校周辺で低空飛行している様子を地域住民に目撃されている。

村立大宜味小中学校周辺は、こども園、診療所、住宅地等がある。またその周辺はやんばる国立公園に含まれており、米空軍の訓練区域外でもあることから、学校等周辺などの上空での飛行訓練は、一歩間違えれば人命にかかわる大惨事が起こる可能性があり、いつ発生するか分からない事故に対し地域住民は大きな不安をもっている。

米軍機の低空飛行は、大宜味村で何度か目撃されており、また慶良間諸島周辺や金武町、国頭村など各地域でも目撃されている。

また、渡嘉敷村、座間味村議会及び沖縄県議会米軍基地関係特別委員会が米軍機の低空飛行に抗議決議を行ったにもかかわらず、2月4日、10日、16日、17日、18日にも隣村の国頭村内での低空飛行が確認されており、再三の抗議決議を無視しての強行であり「住民をばかにしている」としか思えない米軍機の飛行訓練は断じて容認できない。

よって、本村議会は村民の生命・財産・安全・安心を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 住宅、学校、診療所等などの民間地上空及びやんばる国立公園地上空での米軍機飛行訓練を禁止すること。
2. やんばる国立公園内の世界自然遺産登録の早期実現と環境保全に全面的に協力すること。
3. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官(沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事